

## 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

### 1 理事及び監事の報酬等の額

理事及び監事に対して、各年度の総額が理事及び監事 1名につき 7万円を超えない範囲で次に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができるものとする。

### 2 理事長、理事及び監事の報酬等の支給の基準

区分	報酬
理事会出席報酬	理事長、理事及び監事が理事会に出席したとき 日額 7, 000円
勤務報酬	理事長が理事会出席以外の日において、法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合 日額 7, 000円
	理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合 日額 7, 000円
	監事が理事会出席以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合 日額 10, 000円

### 3 評議員の報酬等の支給の基準

区分	報酬
評議員会出席報酬	評議員が評議員会に出席したとき 日額 7, 000円